

第十三回 参議院農林委員會會議錄第十七号

(三二八)

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)午後一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
加賀 操君
山崎 恒君

委員

池田宇右衛門君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
赤澤 與仁君
飯島通次郎君
片柳 眞吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君
小淵 光平君

衆議院議員

政府委員

農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省畜系局長 寺内 祥一君
林野庁長官 横川 信夫君
事務局側

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君

○理事の聘任及び補欠選任の件
本日の會議に付した事件

○農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○森林火災國營保險法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○閉鎖機關日本畜系系統株式会社が積み立てた畜系價格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それでは只今から委員會を開きます。

最初にお語りしたいことがあるのでありますが、それは理事片柳眞吉君から理事を聘任したいとお申出がありましたが、さよう取計らうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではこの際欠員となりました理事の補欠選挙を行いたいと思ひますが、この取扱は如何いたすかお語りいたします。

○小林孝平君 理事の互選は成規の手続を省略し、委員長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それでは、私から指名して頂きます。片柳君に代つて加賀操君を指名いたします。

○委員長(羽生三七君) それでは、引續いて農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましても、質疑はおよそ終了したものとしますが、なおこの際特別の御発言がございましたら……。

○片柳眞吉君 この農林漁業資金融通の特別會計の問題ですが、農産倉庫の利率を引下げるということに關連して、或いはほかの共同施設等もこの利率を引下げるという問題が出て来るものと予想されますが、現在の政府提案でどういふ採算になりますか。それから問題になつております農産倉庫を四分に下げた場合に、なお農林漁業資金の特別會計の採算がどうなるのか。これは今後の検討にその關係は大きく必要がありますので、御質問いたします。

○政府委員(渡部伍良君) 現在の予算に基きますと二十七年年度の收支のあはれは三百二十億、本年度の分と来年度の二百億を合わせまして三百二十億をベースにしまして、政府出資等の金利のつかない金以外の見返資金及び預金部資金の金利、事務費及び支拂手数料というものを加算しますと、大体五分七厘四毛くらいのコストがかかることになりまして、そのうち借入金金利は三分一厘四毛、事務費が一厘、支拂手数料が二分五厘、合計五分七厘四毛、こういうことであります。これに對しまして貸付金の金利のほうは五分七厘五毛八朱というふうになつておりますので、一毛八朱のプラスということになります。従つてこれは一般會計に返還するものと及び予備費として一億何千万円余を特別會計の中に残して、いわゆる乾倉庫を四分とし、乾倉庫に八千万円を予算のときには予定しておりますので、これが三分五厘の収入

利息減ということになりますので、平均五分七厘五毛ということになります。その金額は大体百四十万円程度の収入減ということになると思ひます。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言がなければ、これより討論に入りたいと思ひます。御意見のありのたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

なお修正意見がございましたら、修正案文及びその修正理由を討論中にお述べを願ひます。

○飯島通次郎君 只今議題となつております農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案に對して私は修正の動議を提出いたします。先ず修正案を朗読いたします。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案に對する修正案
農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「又は補を創る。

續いて修正の理由を簡単に申し上げます。前國會において畜系價格安定法案の審議の際、當委員會から畜系農家を保護するため畜系の價格の維持安定に對する政府の努力を要請する申入れをしたが、これに對して政府から、當時の根本農林大臣によつて極力善処したい旨の回答を得て、その成果に對して大きな期待を寄せておるのであります。畜系の價格の維持安定のためには、御承知の通り乾倉庫の整備復旧が最も有用な施策でありますので、差當つてこれが完遂のため最大の努力が拂われな

ければならないことは申すまでもないのであります。かような趣旨によつて、且つ又前に述べました経過に徴して乾倉庫の助成に對する資金についても特別の考慮が拂われるべきことは當然のことと考えて、今回修正の動議を提出した次第であります。

なおこの際一言したいことは、今回の修正に基く措置は全く當面の措置でありまして、政府においては今回の修正に鑑み、直ちに乾倉庫の急速な整備復旧を実現するため、万全の対策を講ぜられるよう切望いたします。

○池田宇右衛門君 只今飯島さん御提案の修正に賛成いたしましたものであります。

なお本案に對しましての希望と申しましては、只今の乾倉庫に對しましては、修正の御趣旨にもある通り、畜系農家が生畜の取引の上におきまして、値段その他の惡條件を招くときに倉庫の必要ありということに狙いがあつたというふうなことにございまして、どこまでも乾倉庫者に利用されるようなことなく、畜系団体、或いは組合製糸、或いは製糸家等の實際に必要なものがたに政府は十分慎重を期して融資されんことを希望するのであります。

なお農産倉庫におきましては、食糧の増産、自給度を高める政府の方針からいたしまして、本年度の融資を更に来年度も継続いたしまして、協同組合におけるところの米麦保管に對しては、これ又折角農民の心血を注いで生産したものであるから、毀損するよ

うなことのない十分に融資に当つてもできるだけの途を開くように希望いたして本案に賛成するものであります。

○片柳眞吉君 私は只今飯島委員の修正案に賛成し、修正個所以外は政府の原案に賛成いたしますが、この際明確な条件を付けて賛成をいたしたいと思ひます。と申しますのは、この金融と助成とを混同することを極めて私は明確にして頂きたいと思ひのであります。実は農業倉庫についてもでき得れば私は助成すべきだと思ひのであります。それが財政上の関係からできなかつた関係で改善案として本案に賛成するわけでありまして、それに加えて、農業倉庫を入れることもこれ又改善案の策として私は賛成いたすのであります。本来私は政府から当然農業倉庫の助成をして頂きたいと思ひのであります。特に先ほどの資金の特別会計の收支関係を見ますと、そのコストは全体で五分七厘四毛、農業倉庫は四分といたしますと、それと全体の平均は五分七厘五毛でありまして、僅かに一毛しかその間にプラスが残らんわけでありまして、どうやらこうやらこれで採算がとれるという極めて苦しい実態は内容じやないかと思ひます。従つて農業倉庫等についてはできれば本年度の補正予算が起つて来ますれば、補正予算の際、少くとも二十八年度以降はやはり私は助成すべきだと思ひのであります。助成以外の融資の關係で金利を引下げる場合においては、これは別途に国から利子補給等の關係でこれを補給すべきであつて、金融はやはり採算をとつて行くことが私は原則だと思ひのであります。農業倉庫だけはこの

際どうやらこうやら特別会計の採算を割らない限度でありますから賛成いたしますが、これが漸次拡大して行きますと、結局この折角の資金融通が根本的に破綻を招来する危険もありませんので、以上申し上げたことを強く条件といたしまして、賛成いたすものであります。

○委員(羽生三七君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて採決に入ること御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(羽生三七君) それではこれより本案を採決いたします。

先ず討論中にありました飯島君の修正案を議題に供します。飯島君提出の修正案に賛成のかたの御起立をお願いいたします。

【賛成者起立】

○委員(羽生三七君) 全会一致であります。従つて飯島君提出の修正案は可決されました。

次に、只今採決されました飯島君の修正にかかわる部分を除いた内閣提出にかかわる部分全部を議題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

【賛成者起立】

○委員(羽生三七君) 全会一致であります。従つて本法案は全会一致を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長報告は慣例によることをお許し願ひたいと思ひます。なお順次多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小林 孝平 山崎 恒
片柳 眞吉 赤澤 興仁

三橋 八次郎 小林 亦治
三浦 辰雄 島村 軍次
松永 義雄 滝井治三郎
宮本 邦彦 西山 龜七
池田宇右衛門 飯島連次郎
加賀 操

○委員(羽生三七君) 続いて、少し日程を変更いたしました。本委員会に付託になりました森林火災国営保險法の一部を改正する法律案、衆議院議員小淵光平君ほか二十二名提出の法律案の提案理由の説明を承ねることいたします。

○衆議院議員(小淵光平君) 只今御審議を願ひます森林火災国営保險法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

森林火災国営保險は、昭和十二年十月一日からその事務の取扱を開始した。今日に至つては、比較的危险も少く、又この分野は、民営保險の伸長を期待しようとの建前から保險の対象を幼齡林に限つたのであります。その後の推移を見ますと、壯齡林につきましても森林火災による被害は年々相當の面積に及び、半面民営保險は森林火災保險の性格上、期待するほどの發展を見ていないのが現状であります。このような現状に鑑みまして、昭和十二年第七十通常議會におきまして「将来この法律の適用範圍を壯齡林にも拡大する」という附帶決議もありましたこと、また、國營保險の林業の制限を撤廃したし、広く人工林全般に亘つてこれが保險の目的とし得ることとしたし、また、再造林費を確保し、森林經營の安

定を図り、併せて森林のもつ公益的役割の達成に遺憾なからしめたいと思ひます。この法律案を提出いたします主な理由であります。

その他、この機会に他に若干の改正を加へることとしたしましたが、その第一は損害填補の方法を比例填補の方法に改めたこととあります。第二に無事災の制度を廃止したことであります。第三に保險事務の一部を市町村のはか、森林組合及び森林組合連合会においても取扱うことができることとし、森林所有者の便宜を図つたことであります。

以上この法律案を提案いたしますのであります。簡単に御説明を申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員(羽生三七君) 本案につきましては質疑を後刻に譲ります。

○委員(羽生三七君) 次に閉鎖機關日本系系統株式会社が積み立てた森林価格安定資金の処分に関する法律案について昨日に引続いて審議を続行したいと思ひます。なお、本法案はわが國価格安定法がその端緒と言ふべきものであります。森林価格安定法に關してその運用等万般の事項について審議を盡すことは本法案審議上の要点であると思ひますが、併し昨日來問題となつております。問題の生産費についてだけ見まして、その他の問題にまで及びますと、本法案の審議は容易に盡きないと思ひますので、これらの問題の審議については日を改めてその機会を作ることとしたし

て、本日適當な機会に本法案に關する質疑を終了して頂きまして、直ちに討論、採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○小林孝平君 私は只今の委員長のお話に賛成するのであります。この法案の審議に當りまして、國の生産費、生糸の製造費や販売費等の問題について、政府當局に質疑をいたしたのであります。非常にも、非常にその回答に不満足な点が多々あるのであります。又この施行令の第三條を見ますと、法律の精神に反しておるといふ点も見つけられるのであります。こういうような点から考えまして、私は今後施行令の第三條並びに第四條の改正をする必要があるのではないかと、こういうふうな考へておるのであります。従つてこの際政府當局から今後急速に施行令の第三條並びに第四條の改正の準備に着手する用意があるかないか、ということを確認する必要があると同時に、又今まで申し上げたような問題に關連いたしまして、來たる二十九日に第二回の森林価格安定審議會が開催されるのであります。これは原則的には三月中にきめることになつております。けれども、事情によつては四月若しくは五月にきめてもいいことになつておるのであります。そこで以上のようないくつかの問題がありますので、私はそういう問題を解決しないうちは、この審議會を開催して森林価格を決定するということはどうかと思ひます。そこで取りあへずこの二十九日の第二回の審議會を延期するか、或いは延期をしないにしても、是非その二十九日は説明

の程度にして、最終的の決定をしない
と、こういうふうなふうに取り運んで
頂きたいと思うのであります。

以上結論的に申し上げれば、政府が施
行令の第三條、第四條の改正を中心と
したいの準備が完了し、更に二
十九日の第二回農林部会決定審議会の
期日を変更するということをはつきり
いたしました。只今委員長から
説明があつた点を承知いたしましたと思
います。

○松永義雄君 只今ちよつと御疑問が
発せられた点でありますけれども、私
もその点について今疑問を持つておる
のであります。それは少し長くなるの
ですが、憲法七十三條に「この法律の
規定を実施するために、政令を制
定すること」ということがあつて、そ
のために政令ができた、その政令によつ
て施行令第三條ができたといふこと
になつて、その施行令第三條がその
政令と或いは違反をしておりはしない
か、違反した場合はその施行令は
有効なものであるか、或いは又憲法上
の点まで通過して行くのであるかとい
う疑問を持つておるのであります。そ
の点をばつきりしてもらわないとい
うと、只今審議会でいろいろおきめ
になつても意味なきことになりや
ないか。殊に実施上について昨日来議
論があるのであります。十分その点は
気を付けてやつて頂きたいと思つた
のであります。さういふ委員長におい
て一つお取計らいをお願いしたいと思います。

委員長に御一任するというにいたし
たいと存じます。

○委員長(羽生三七君) それではこの
際只今の御質疑に關連して係事務局長
の御見解を求めたいと思つたのであ
ります。

○政府委員(寺内祥一君) 先ず第一に
小林委員からお申出のありました政令
の三條、四條を修正する意思ありやと
いうことでございまして、この点に
つきましては、我々はこの規定でい
いと思つておるものを作つたのであ
ります。なお皆様からの御意見を十分
拜聴いたしまして、改正するほうがよ
ろしければ改正してもよいと思つてお
ります。

は憲法にありますが、大體法律の第三
條に「標準生糸(政令で定める種類、織
度及び品位の生糸をいふ。以下同じ)
に於いての前條の最高價格及び最低價
格は、政令で定めるところにより」と
ございまして、これに基づきまして施行
令の三條、四條ができておるのでござ
います。

○片柳眞吉君 審議会の開催期日は私
も承知をしておりますが、ただむしろ
日本の情勢から見ると、この間、私も
予算委員会でも農林大臣に質問したわけ
ですが、衆議院は二十七年の最高價
格、最低價格を前年通り大體据置くと
いう御答弁であつたやうであります
が、ところが、最近非常に問題になつ
て來ておるのは、御承知の紡績関係が
操業短縮をするというやうな状態にな
つて來ておる。相當紡績を中心として
私は見通しは困難な状態が起つておる
のではなからうか。生糸の輸出関係も
最近非常に不振といふますか、調子
が悪くなつて來ておりますので、私は
むしろ政府の側からこの三月にいろ
いろな物価指數等を見ることが却つて非
常に困難ではないだらうか、こういう
實は感じを私は持つておるのでありま
して、むしろこの二、三月が一番物価
の見通しが困難な状態ではないか。一
方ではインフレの危険があるかと思
うと、現実には非常なデフレという問題
も一部には起つておるわけですね。特に
生糸はそういうやうな複雑関係が非常
な、今言つたやうな何といふますか、
非常な変動期に入つて來ておるので、
むしろ私は政府側で今少し模様を見る
といふことのほうが、實際正確を得た
價格が求められるのではないかと思
うのですが、その点はどんなものであり

ますか。

○政府委員(寺内祥一君) 只今のお
話、或るほど他の織維につきまして
は、大分事情があるやうでございませ
うが、生糸につきましては、大體その価
格を見て参りました。多少の影響が
ありますけれども、綿糸とか或いはス
フ等と比較いたしますと、價格の下り
方が殆んど少ないのでありまして、殊
にこの二、三日ちよつと上つておると
いふやうな恰好にありまして、又生糸
自体の事情を見まして、国内にいた
しまして、或いは外国にいたしまし
ても、市中の在庫が殆んどございませ
んとするやうな関係がございませ
んというやうな関係がございまして、他
の織維と比べましてそれほど大きな変
動が起らないであらうと我々は見通し
ておるのでございまして。

さんからお話もあり、私はなお研究し
てみたいと思つたが、私の見るとこ
ろでは、政令以下が法律の趣旨を多少
歪曲してある感があるのであります。
そういう点から私はお延ばしになつ
たほうがいいのではないかと思つた
ので、如何でしょうか。

○委員長(羽生三七君) 速記をとめて
下さい。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) それじや速記
を始めて下さい。先ほどの小林、松
永、片柳各委員の皆様からの御発言の
趣旨もございまして、できれば明日
の委員会にその趣旨を盛つた文案を委
員会に御披露いたして善処いたしたい
と思つておる。従つてその問題はさう
に取扱ひまして、本案につきましては
別個の問題としてなお格別の御質疑
がなければ、これより討論に入りたい
と思つておるが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○飯島運次郎君 その際に明日係局
長の非常な苦しい立場もおありのよ
うに見受けられるから、その申入をす
るときにできれば農林大臣の出席を求
めて、さうして直接強く要望してお
いたらどうかと思つた。

○委員長(羽生三七君) さうに取計
らうようにいたします。それではこれ
より討論に入ることになります。御
意見のおありのかたはそれ／＼賛否を
明らかにして述べをお願いします。格
別御発言もなければ、討論は終局した
ものと認めて採決することに御異議
ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではこれ

より本案につきまして採決をいたし
す。本案を原案通り可決することに賛
成のかたの御起立を願います。

【賛成者起立】

○委員長(羽生三七君) 全会一致でござ
います。従つて本案は原案通り可決
することに決定いたしました。

なお、本会議における委員長報告等
は前例によることを御了承願います。
なお多数意見者の御署名を順次お願い
いたします。

多数意見者署名

小林 孝平 飯島通次郎
山崎 恒 片柳 眞吉
赤澤 與仁 三橋八次郎
小林 亦治 加賀 操
三浦 辰雄 松永 義雄
滝井治三郎 宮本 邦彦
西山 亀七

○委員長(羽生三七君) それでは先ほ
どの議題に戻りまして、森林火災損害
保険法の一部を改正する法律案につ
いて質疑を願います。一応御質疑
の前に提案者から先ほど提案理由は
承りましたが、更に何かこの機会に
御説明願うことがあれば、細目に互つ
て一応御説明を承ることにしたいと
思います。先ほどのお配りした資料に
基いて林野庁長官から御説明を願うこ
とにいたします。

○政府委員(横川信夫君) 火災の被害
の実績その他につきまして、要点を御
説明申し上げたいと思ひます。
お手許に差上げてあります十枚ほ
ど綴りました資料を御覧願ひたいと思
ひます。森林火災の被害は平均いたし
まして年々約千五百件、面積にいたし
まして四万町歩余、材積にいたしまし

て大体三、四百万石、これを金額に直
しまして二億七千万円程度の災害
があるのであります。最近五カ年の
火災の実績によりますと、その原因
別にこれを見ますと焚火による被害が
一番多いのであります。損害額にお
きまして、焚火による被害が三、四、一
百、六千三百万円ほどの被害を與えて
おります。二番目が火入による被害で
あります。一七、金類にいたしまして
三千百万円ほどになっております。
それから三番目に位しますのが煙草の
吸殻に基きます被害であります。二
千二百万円ほどに相成ります。第三表とい
うのを御覧を願ひたいのであります。月
別の被害はどういう工合になってお
りますかと申しますと、四月、五月
がやはり一番発生率が多いのでありま
して、損害額にいたしまして四月が三
六、四、五月が三七、二、六月が三
七、この四月、五月が七〇%を超え
る被害を見ておるのであります。それ
から第五表を御覧を願ひたいのであり
ますが、昭和二十年から二十五年まで
の壯齡林と幼齡林とに分けた被害の
状況を現わす表でございますが、この
状態で御覧のように、幼齡林の被害の
ほうが壯齡林の被害に比較いたしまし
て非常に多い。六〇%以上はやはり幼
齡林の被害になっております。人工林
の全面積と被害面積を比較いたします
と、表に示しておりますが、二十年
生以下のものは千分の二・〇七になつ
ております。それから二十年生以上の
ものは千分の一・八四ほどになつてお
ります。第六表を御覧を願ひます。昭
和十二年この保険を開始しまして以
来の契約面積でありますが、現在の

保有高は約五十九万町歩、保険金額に
いたしまして七十二億四、保険料が約
一億円になっております。件数におき
まして最近やや減少いたしております
が、これは小面積のものを一括して
契約しておるものが最近増えて参つた
のであります。全体といたしましては
は相當増加をいたして参つておるよ
うな状態でありまして、なお第七表にお
きましては、各年度別の森林の損害の
増補の実績であります。昭和十二年
におきましては加入件数が五千五百四
十三件ございまして、これは資料に載つ
ておりませんが、面積にいたしまして
五万三千六百三十町歩あつたのであり
ますが、この多数の加入に對しまして
僅かに増補をいたしたものは八件で
ございまして、極めて保険にいたしまし
ては優良な成績を収めたわけでありま
す。それから八表は現在の都道府県別
の契約の実績でございますが、面積で
一番多いのは熊本県でございます。次
いで静岡県、長野県という順序になつ
ております。保険金額からこれを見ま
すと、第一位は面積と同様に熊本県
でございます。これに次いで和歌山
県、それから鹿児島県という順序に
なつております。第九表を御覧を
願ひます。各年度別の収支の実績で
ございまして、二十一年、二十二年は事務
費の増加等によりまして、積立金から
補足をいたしました赤字経営であつた
のであります。二十三年以降黒字
経営になりました。二十三年、二十四、
二十五年度の剰余金が七千五百四十六
万八千八百八円と相成つております。
第十表におきまして、民営の保険会社
の概況を書いてあるものであります。
が、大正九年の十二月に東邦火災保険

会社というのが初めて森林火災保険を
実施いたしましたのでございまして、これ
がその後日動火災海上保険株式会社と
合併をいたしました。昭和十二年に国
營保險を開始いたしました當時には民
間会社は五社ございまして、現在に
の表に示しておりますように十二社に
なつておるのであります。民間会社の
保險の成績は二十三年、二十四年共に
赤字経営をいたしてあります。保
險の契約保有高も十億という割合に
少い保有高を示している。二十五年
におきましては五百万円ほどの黒字を
出しておるのでございまして、極めて零
細な保險に比較しますと、極めて零
細な保險の進捗状態でありまして、簡
便でございますが、資料の説明を終りま
す。

○委員長(羽生三七君) なお、この提
案理由の説明の中にある損害増補の方
法を比例増補の方法に改めるとありま
すが、このところを具体的に御話を願
ひたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) これもお手
許に資料を差上げてあるのであります
が、従来の國營保險の方法で計算をい
たしますと、例の1のところを御説
明申し上げますが、保險価額が六十
万円、標準金額が四十八万円、保險金額
が四十八万円、損害額が二十万円、
被害区域の価額が二十万円でありま
す。即ち被害が全損であつた場合の例
であります。従来の國營保險法に
よる増補額は十三條の第一項によつて
計算いたしますと、二十万円となる
のであります。同條の但し書によりま
して計算をいたしますと、十六万
円、これが實際の増補額となるのであ
ります。商法によりますと比例増補の

方法によりますと、二十万円の損害
額がありまします場合に今のような方法
で計算をいたしまして、やはり十六万
円となるのであります。全損の場合は
従来の國營保險の方法で計算をいたし
まして、新しい比例増補の方法に
よつて計算いたしますと、同じ結果
が出るのであります。ただ例の2で
示したとおりであります。保險
価額、標準金額、保險金額、損害額が
同じである被害区域の価額が三十万円
であつた場合、即ち被害区域に残存価
額がある場合には、國營保險による増
補額は十三條の第一項によりまして例
1と同じように二十万円でありまして、
但し書による計算によりまして二十四
万円であります。でありますから実
際の上増補額は二十万円であるのであ
ります。商法によりますと増補額は
十六万円となるのであります。實際
問題といたしまして、被害区域に残存
価額がありまします場合には、従来の國
營保險による計算が有利なのでありま
すけれども、實際問題といたしまして
二十年生以下の森林におきましては、
一度火災に遭いますと、残存価額と
いうものが殆んどないのであります。
昭和十二年から実行いたしてあり
まして、一つもそういう場合が発生
しておらないのであります。ただ法律
上そういう規定をいたしておきまし
ても、全部全損として取扱つておりま
す。少くも被害者に損害を與えて
おらないのであります。なお二十一年
生以上の森林におきましては、比例増
補の方法によらずに従来のような方法
によつて行ひますと、保險會計とい
はしまして相當の安全率を見なければ
ならないのであります。従つて、保

險料率を四割以上も引上げなければならぬという事態になりますので、できるだけ商法の原則に従うというこ
とにして、料率を引下げるように努力
をいたして参るためにこの改正を行
いたいと思つております。

○三浦辰雄君 二十年以上の壯麗林
で、人工林というものは全部保険の
対象にするようになったことは、私
ども非常に當を得ている、非常に
いいことだと思つていますが、併し
この資料を讀んで見ますと、二、三
疑問の点と申しますか、運営上一
体どういふふうな問題もあるの
で、それについて御質問をして
みたいと思つております。

○政府委員(横川信夫君) 今御説明
がございました損害補填の問題で
ありますが、先ほどの綴つてある資
料についての御説明の中で最後の
ところに、従来の民間保険会社の
取扱実績を見るという、マイナ
スになつてゐる。そこで今度は
国がそれを引受けてやるとい
うのでありますが、一方資料とし
て配つてある森林火災保険特別
会計というのを見ますと、歳入
の欄で二十七年の内訳の補充の
分というのがあります。千二百六
十四万三千円、これが今度補充
されました二十一年生以上の
森林火災保険から出て来る収入
というふうなものでしょうか、
その点を一つ……。

○政府委員(横川信夫君) お話の通
りに二十一年生以上のものではあ
りまして、面積は二万七千町歩を
予定いたしております。

○三浦辰雄君 そうして、この計算
を先ほど説明されたのですが、そ
れは書いてある通りであつてまだ
了解がつかないと思つてゐるの
です。今度は無事拂戻と

いう制度をやめることになつた。そ
うすると今度の算定のやつは従来
一般の民営会社がやつていたと同
じような算定になるのですか。

○政府委員(横川信夫君) 大体比
例補の方法を民営会社も行なつて
おりますので、同じ方法で保険の
原則に従つてやるといふことで
あります。

○三浦辰雄君 そうだと思つて
います。今度国営に拡張しても
らうから言へば、今度国営に拡張
しても、それから今までの民間
のいづゆる保険会社に頼む場合
と、どういふふうな違いが出て
来るのでしょうか。

○政府委員(横川信夫君) 国営保
険は御承知のように無審査保
険であります。どこでも御要求
があれば加入を許さなければ
なりません。民間会社にお
きましては審査をいたしまして、
危険率の多い所は会社が断るこ
ともできるやうなふうになつて
おります。その点が一番大きな
違いであらうかと考えてお
ります。

○三浦辰雄君 続いて、二十七年
度の内訳の既定の分は収入が一
億二千七百七十万となつていま
すね。そうしてこれに見合ふべ
きところの、資料によると第九
表かと思つていますが、これで
いうと、これは二十五年の実績
一億一千六百万に當る分では
しょうか。

○政府委員(横川信夫君) お話の
ように二十五年の一億一千六百
九十万円というのが一億二百万
円に相當するわけでありませ
う。

○三浦辰雄君 そこで今度は従来
の市町村ばかりに取扱わせない
で、新たに森林組合乃至は森
林組合連合会にも取扱わする
やうなことになつておるの

ですが、この運用についてはどう
いう意味にお考えなんでしょうか。
森林組合のほうも他の農協その他
のほうも、大體その再建整備に
今非常に苦しんでおられるん
です。恐らくは政府のほうで
あるけれども、市町村のほうも
さうである。森林所有者の機
関団体と申されておるこの新
しい協同組合精神による森林
組合を育成するといふ考
え方から、わざ／＼この取扱
の途を開いたのだと思つて
います。で政府のほうでは
さういふふうな考へで、町村
等との了解を得て、さういふ
ふうな森林組合にやらせると
いふ考へだと思つておるの
ですけれども、この点はど
うですか。

○政府委員(横川信夫君) お話
の点は私も十分考慮しておる
点であります。が、なほ民有
林のことにつきましては、
現在の機構では、或いは森
林組合が、現存の森林の状
態を知つておるわけであり
まして、それだけに事務能
率も相當するといふことを
期待してあります。又お話
がございましたように、森
林組合の強化の一助にも
相成りますればという考
え方を持つておるのでござ
います。

○三浦辰雄君 そこで従来取扱
つていた町村のほうから言
へば、大した額ではないけれ
ども、いづゆる町村財政
そのものの多少の手助けに
なるやうなものでございま
す。それよりはむしろ今ま
で自分たちがつと育てて
来たのだ、さうして而も
この参考資料にあるやうに
或る程度成績を挙げたのだ
、或るほどは熱心な勧誘等
も手伝つておるやうです
が、従つてあなた達のほう
の意圖としておる森林合
ばにやらせようといふこと
は、十分、市

町村を通じて御了解を頂くように
事前をやつておかぬといふこと
、そこにつまらない摩擦が
できて、存外狙つてお
るところの森林火災の拡
充、ましてや新分野の獲得
といふ問題について仲
ないといふ心配が起
き得ると思つておる
ので、この点を特に
私に事前には林野
庁のほうにおいて
善処をして頂き
たいといふことを
お願いしてお
くわけ
です。

それから皆様から質問が出る
前にも一つお聞きしたいので
すが、この原因別を見ますと、
先ほど御指摘があり
ましたやうに、火災、それから
火入れ、更に煙草といふ問題、
それから森林法では開拓等
のために火を入れる場合であ
つても、あの森林法の條
項といふものは活きて
いるはずなんです。ところ
があの自作農創設特別措
置法といふもの、或いは
農地調整法といふもの
が、その法律に何とい
うものがあるのか、
優先して行われてお
る部分が多いものであ
るから、従つてあの
森林法に折角さう書
いてあつても、これ
も開拓については
この條項の適用外だ
といふやうに、誤
つて隣接の所有者等
にも連絡すること
なくやつてみる点
が多いのです。そ
こでこゝろに大
きな問題が出て
来るので、私は
この森林火災保
険を拡充して森
林所有者に再
造林の一助に
するといふこと
も勿論結構だ
が、同時に
その原因を
できるだけ排除
して、或るべ
く保険料率の
安くなるやう
な運営に
是非持つて
行つてもら
いたい。それ
については
今言つたや
うな、今後
も少し期
待される開
拓火入れに
ついて関係
部局と相談
して、この
春の期を迎
えて一つ特
定の注意を
促すべき
ものだら
う、こゝろ
思つてお
るやうな
ことは、
是非こ

これは実施をして頂きたい、これに
ついて御意見を一つ……。

○政府委員(横川信夫君) 御質問
の第一点の従来この事務を取扱
つておりました町村と森林組合
の摩擦を起さないやうに
しるという御注意であり
ますが、この京都府の職員の
会合の際、或いは森林組合
のかた／＼のお集まりの際
に、従来も十分注意をして
おるやうに、両者相助け合
つてこの国営火災保険の發
達を図るやうに努力をいた
して参るつもりであります。

第二点の火入れのことでござ
います。御指摘のやうに火入
れについての取扱いがや
や粗雑になりがちのやうに
も私も考へておるやうな
ので、特にこの火災期を迎
えまして、各方面に十分注
意を促して頂くやうに通
牒を發して注意を促して
いるのであります。

○三浦辰雄君 どうぞ一つ……。

○片桐眞吉君 この改正案を論議
する場合に、国営火災保険と
民間火災保険との保険料率
の点で、どういふ差がある
のですか。理論的には国営
火災保険のほうが無審査で
あり、附加保険料も少ない
わけでありまして、安
いから入るというこ
とになるのかと思つて
います。民間でやつ
ておる保険料率と、
今度やらんとする
保険料率と、どう
いふ関係にあるの
か伺いた
い。

○政府委員(横川信夫君) 国営火
災保険におきましては、被害の
統計等によりまして四等
地区に区分をいたして
おります。民間火災保
険におきましては六等
地区にこれを区分して
おりますので、直接に
比した比較はでき
ないの

でありますけれども、全体を通じて一割五分くらい国営保険のほう料率は安くおつておるうちに考へておられます。特に幼齡林におきましては、さほどの違いはございませぬが、二十年生以上のものになりますと、民間のものが高過ぎてございませぬし、而もその山を伐採でもいたしますときには、附帯保険をかけさせるように民間の保険では取扱つておられますが、国営ではそういう取扱はいたさんつもりであります。

○片柳眞吉君 具体的料率は壯齡林でどのくらいになりますか。

○政府委員(横川信夫君) 一等地におきまして、国営保険では二十一年から三十年までが六円を見ております。民営保険におきましては、一等地が五円四十五銭、それから二等地が六円四十五銭という工合になつておりました。幾分一等地におきましては、民営保険が安いという結果も一部出ております。

○片柳眞吉君 それからこの危険率の算定は、農林省ですつとどのくらい長い危険率で算定されたものでありますか。或いは民間の会社でやつておる危険率をそのままとつたのでありますか。一割五分の開きの出ておりますのは、主としてどういふところから……。

○政府委員(横川信夫君) 国営保険におきましては、昭和二十年から六年間の統計を用いておりました。民間保険では全然別の統計に基いて料率を計算いたしておりますので、その間に差違ができたということになります。甚く資料が違つておるということになつております。そういう差が出て来たということでありませぬ。

○片柳眞吉君 危険率は客観的な一つの事実だと思つておるのですが、これが民間と国営と余り違つておるのには、どこか危険というところがあると思つておるのですが、むしろ無審査で附加保険料が要らない、そのもののほうがむしろ割安というところになるのではないかとと思つておるが、如何ですか。

○政府委員(横川信夫君) お話のように附加保険料その他の関係で、純保険料率と事務費の見方というやうなことで差が出て来てるのだと思つておるが、民間保険といつても照会をいたしまして、何回も協議しておるのです。例へば面積なども統計がないと称して知らしていただくことができなかった。ただ金額、件数くらいしか向うでは発表いたしておらないのであります。こちらでもさういふ突つ込んで質問いたしておらないのであります。さういふ状態で向うの内容がわかりかねる次第なのであります。

○片柳眞吉君 危険率の算定期間が僅か六カ年で、短期間で信憑性に欠けるところがあると思つておるが、それは別にいたしまして、それから今度の改正の第二に書いてありますが、無事戻しの制度を廃した、これはやはりかような制度があるの、或る程度加入もするのだと思つておるが、これを特に廃止いたしました理由はどんなわけですか。

○政府委員(横川信夫君) 無事戻し制度といふのは、法律にも書いてございまして、五カ年加入をいたしまして、その間事故がなかつた、なお引続き加入するという場合に、保険料の一割を割戻しをするわけなのであります。

○片柳眞吉君 危険率は客観的な一つの事実だと思つておるのですが、これが民間と国営と余り違つておるのには、どこか危険というところがあると思つておるのですが、むしろ無審査で附加保険料が要らない、そのもののほうがむしろ割安というところになるのではないかとと思つておるが、如何ですか。

すが、従来も以前にはそういう取扱をいたしておつたのであります。最近はその取扱をいふ事務費といふものが非常に高くなつて参つておるもので、無事戻しを實行いたしたためには、更に料率の引上げをしなけれならぬ、むしろそれよりも料率を引下げまして、できるだけ低率の保険にしたほうがよろしいという考え方での無事戻し制度をやめた、これがこの合算が特別会計でありますので、片一方で支出することになりますと、やはり収入の途を困つて行かなければならぬ、料率が上がる、それで取りやめたわけでありませぬ。

○片柳眞吉君 保険料率は多少民間よりも安いということでありませぬが、別に又林業の採算性から見て参ると、なか／＼保険には入りたくても入れないという状況があると思つておるが、この森林火災保険の特別会計では、これは一般会計からは全然その繰入れは期待しておらないわけでありませぬ。それから今度の改正案は、これは政府提案ではないので、議員提出になつておりますが、これが通りますと、二十七年度の特別会計との関係はどうなりませうか。

○政府委員(横川信夫君) この会計が成立いたしましたときは、昭和十二年であります。そのときの條件といたしましては、二十年間は一般会計から事務費の一部を繰入れるということになつておつたのであります。幸いにしてこの保険が黒字経営を少し続けて行く見通しがついて参りましたので、一般会計からの繰入れを二十三年度からやめております。

○片柳眞吉君 第二点は、この改正案は政府提案ではないのです。議員提出であります。それが通過をしますと、これが昭和二十七年の四月から施行になります。この火災保険の特別会計の予算は現在出ておるあれで運営できるかどうか。

○政府委員(横川信夫君) この法律改正案に基きまして予算は編成をいたしてございませぬ。

○片柳眞吉君 その辺はちよつと変な感じがいたしますが、まあそれはそれといたしまして、それからこれは農業保険との関係で比較をしてみますと、林業が非常に採算が低いといふことは、政府も認められておることでありませぬが、国営保険でありますから、人件費とか事務費は或る程度当然の負担になりますけれども、併し一般会計からは何ら繰入れがされておらないということになると、結局この純保険料は減るのですが、附加保険料が全部加入した林業者が負担する、これが果してこれで行くかどうか、普及できるかどうか、農業保険でも、あれだけの事務費は勿論、保険料でも相当部分国が負担しておるのであります。これは全く独立採算で全部これは加入者が負担するといふことは、どうも林業の利廻りが三分となつておるけれども、観念的にはいいけれども、果してこれが實際上、経済上ベイスるかどうかが、或いは積極的に加入するかどうかが、これは疑問だと思つておるが、どういふふうにお考えでしようか……。

○政府委員(横川信夫君) お話のよう

に当然一般会計から相当の部分を繰入れてよい性質のものやうでありますけれども、今度の改正案におきましては、従来の保険料率よりも随分引下げているのであります。林業経営という面から見ますと、だん／＼森林所有者としては支出が少なくなつておるわけでありませぬが、一たび大きな災害でも受けまして、七千五百万くらいの積立金といふものは一時になくなつてしまふのでありますけれども、幸いにして加入者の災害が割合に少なくなつたために、かような経営が続けておられるのであります。今後更に検討いたしまして、料率の引下げと、一般会計からの繰入れの点につきまして、検討いたして参りたいと思つておる。

○三浦辰雄君 今私も片柳委員のお話があつた点を後ほどあれしよと思つたのですが、まさに今指摘された点は相當に考えなきやならぬと思つておる。一つ私は、進んで火災保険といふものを活用する意味で……今までの森林といふものを金に換へる場合には誠にどうも換へにくい。従つてですね、従来から山持ちさんの、かなりの部分は僅かの金を貸しておいて、そして結局集めたといふようなことは、もう珍しくない多くの事実なんです。それはどの山で、今日でもその点は必ずしも改善されてない。これはどういふうな保険といふものができたのですから、この保険に入り、そして同時に例の立木登記法をもつと簡素なものにして、そして困つた場合には、これが或る程度金に換えやすい、勿論森林法ができて、例の施業調整資金といふ一つの途はありますけれども、同時にやはりただ信仰的に山林といふものは

に当然一般会計から相当の部分を繰入れてよい性質のものやうでありますけれども、今度の改正案におきましては、従来の保険料率よりも随分引下げているのであります。林業経営という面から見ますと、だん／＼森林所有者としては支出が少なくなつておるわけでありませぬが、一たび大きな災害でも受けまして、七千五百万くらいの積立金といふものは一時になくなつてしまふのでありますけれども、幸いにして加入者の災害が割合に少なくなつたために、かような経営が続けておられるのであります。今後更に検討いたしまして、料率の引下げと、一般会計からの繰入れの点につきまして、検討いたして参りたいと思つておる。

植えなくちやいけないんだ、山林といふものは伐つちやいけないんだとばかり言つていても極めて物足りない。そこで金に換へることが簡単にできる途をこの機会に開くべきだと私は思うのですが、これについてはどういふふうにお考えですか。何か腹案でもあればなお結構です。お漏らしを願ひたい。

○政府委員(横川信夫君) 森林の換金という点につきましては、格別これでは解決ができておりませんし、又そう森林所有者が困つて、すぐ売れるといふような途を講ずることはなか／＼困難だと思ひますが、少くともこの森林火災保険によりまして、森林の担保力は相当増加をいたすことになつて来る。お話の趣旨にもございましたように、伐採調整資金が二十七年度は二十二億四千万に達してゐるのであります。更にこの金額も殖やしまして、できるだけ森林所有者に山を売らなくとも金が得られる方法を講じて参りたいと考えております。

○三浦辰雄君 それは担保力も増したことで、これは当然わかるわけでありまして、併し更にこの折角保険といふものができて、一つの担保力といふものが、安全感が客観化したわけですから、そこで更に立木登記法の簡素なあれをやつて、そうすると伐らなくとも、而も相当額の金を得やすいといふようなことに山林がなると、更に私は植林といつたような方面も進んで来るのだ、こういうふうな思ひです。ですから、私はこの立木登記等の関連を更に改善して、そういうふうに行つて行くことがやはり山林といふものを非常に何と言ひますか、作つても又さて

困つたときにはそう叩き値でなくたつて売れるのだ、こういうふうなことにならせる途だと思ひます。その点を一ツ開きたい。

○政府委員(横川信夫君) 立木の登記法が非常に一本々々やるといふような工合で、困難な状態になつております。先般森林法を改正いたしますときに、この改正を要する面が非常に多かつたのであります。只今検討いたしております。できるだけ立木登記法も簡単に林分全体で取扱ひができるというふうな方法を一ツ研究して見たいと思ひております。

○山崎恒君 この今まで二十一條による無事戻しをした額はどのくらいになつておりますか。

○政府委員(横川信夫君) 最近では少しも実行いたしておりません。

○松永義雄君 保険契約者、被保険者と同じですか。

○政府委員(横川信夫君) 必ずしも同じでなくともいいわけでありまして。被保険者は森林所有者である人はありますけれども、契約者は必ずしも森林所有者でなくともいいことになつております。

○松永義雄君 金を貸す人が契約をするといふことですか。

○政府委員(横川信夫君) そういう途も一向差支えないわけでありまして。

○山崎恒君 無事戻し制を廃止するといふ理由は、先ほどの質疑で或る程度了解したのですが、これはやはり森林組合等の助成という問題を、或る程度育成という問題を考慮に入れてゐるかどうか、その辺のお考えはどうなんですか。

○政府委員(横川信夫君) 直接に無事戻し制度の廃止と、森林組合の育成、強化という点には直接の結び付きはございしません。先ほど申し上げましたように、無事戻し制度を実行することによりまして、相当利率を上げなきやならん、それよりも無事戻しをしなくとも、利率の安いほうがよろしいといふような意向が非常に多いのであります。先般も申し上げましたように、最近無事戻し制度を実行いたしてございせん。この際やるべきじやないかと

いふことで、かような案になつたわけでございます。

○宮本邦彦君 数字を聞いておきたいと思ひます。現在被保険面積全体、筆数はどのくらいでありますか。筆数と言ひますか、口数は……。

○政府委員(横川信夫君) 面積にいたしまして、五十九万九千五百四十四歩でございます。これは二十七年一月末現在であります。

○宮本邦彦君 口数はどのくらいですか。

○政府委員(横川信夫君) 七万六千八百七十六筆です。

○宮本邦彦君 そうすると、一口平均どのくらいになつておりますか。八町歩くらいになりますか。

○政府委員(横川信夫君) 八町歩弱であります。

○山崎恒君 本日はこの程度で一つ……。

○賛成と呼ぶ者あり

んのでお含み置きます。できればなお只今の森林火災国営保険法の一部改正案も同時に採決をいたしたいと思ひます。

○山崎恒君 先般北海道の震災によるところの、院議を持つて派遣されました報告は、農林関係につきましましては私参つたのですが、一応一括して本会議に報告するといふことで明日報告することになつておりますが、それと同時に農林関係のものについては別途に資料をまとめて北海道庁のほうからこちらへ送達する、委員長と専門員室のほうへよこすといふことを要求しておきましたから、その点お含み願ひます。

○委員長(羽生三七君) 本日はこれで散会いたします。

午後三時二十二分散会

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、閉鎖機関日本系系統株式会社(が)積み立てた南米価格安定資金の処分に関する法律案(予備審査のための付託は三月十二日)

一、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(衆議院予備審査のための付託は三月二十四日)

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 国庫は、農業共済組合の組合員の支拂うべき農作物共済に係る共済掛金のうち、共済金額を共済目的の種類ごとに都道府県別に合計した金額に、左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。

一 当該都道府県の当該共済目的に係る第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の二分の一

二 当該都道府県の当該共済目的に係る第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

三 当該都道府県の当該共済目的に係る第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率前項の負担金は、農業共済再保険特別会計の歳入にこれを繰り入れる。

第十三條の二及び第十三條の三「昭和二十四年度から昭和二十六年度までにおいて」を削る。

第三十條第二項の次に次の一項を加える。

第一項第八号の役員は選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨を定

めなければならぬ。
第三十一條第三項を次のように改める。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會（設立当時の役員は創立總會）においてこれを選挙する。但し、農業共済組合の役員（設立当時の役員を除く。）は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選挙することができる。

第三十一條第五項の次に次の三項を加える。

役員選挙においては、選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。

役員選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それらこれに署名しなければならない。

總會外において役員選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 役員任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會（農業共済組合の合併による設立の場合は設立委員）において定める。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第四十五條の二第四項中「第三十一條第三項乃至第五項」を「第三十一條第三項乃至第八項」に改める。
第七十九條第二項中「定款に違反

する疑があるとき」を「定款に従つて適正にされているか否かを知るために必要があるとき」に改める。

第七十九條第四項第一号中「標準被害率」を「通常標準被害率」に、同項第二号中「種類ごとに定める一定の率」を「種類ごとに定める異常標準被害率（以下單に異常標準被害率という。）に、その一定の率」を「異常標準被害率」に、同項第三号中「前号の一定の率」を「異常標準被害率」に改める。

第三百三十五條第一号及び第三百三十七條第一号中「標準被害率」を「通常標準被害率」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二條、第十三條の二、第十三條の三及び第七百七條第四項の改正規定は、昭和二十七年年度から適用する。

2 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律（昭和二十四年法律第四十六号）は、廃止する。

3 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第三條中「食糧管理特別会計」を削る。

4 食糧管理特別会計法（大正十四年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「農業共済再保険特別会計へノ繰入金」を削る。

5 この法律の施行の際現に存する農業共済組合及び農業共済組合連合会の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。但

し、總會において、改正された任期によるべき旨を議決したときは、その任期による。